

第二期中期目標期間終了時における公立大学法人北九州市立大学の組織及び業務全般の見直しについて（案）

地方独立行政法人法第 31 条第 1 項の規定に基づき、公立大学法人北九州市立大学（以下「法人」という。）の中期目標期間終了時において、下記のとおりこれまでの取組の成果と今後の課題を踏まえ、法人の組織及び業務運営全般にわたる検討を行い、見直しの方針を決定する。

記

1 法人のこれまでの取組の成果と今後の課題

- （１）これまでの取組の成果
- ①第一期中期目標・計画期間
- 基盤教育センターや地域創生学群、地域共生教育センター等を設置し、独自性のある人材育成を行うなど、理事長・学長の強力なリーダーシップの発揮により、大学改革が中期目標に掲げたとおり、良好に進捗した。
- ②第二期中期目標・計画期間
- グローバル人材や環境人材の育成、北九州まなびと ESD ステーション等を拠点とした学生教育や社会貢献、環境技術研究所の設置による環境・エネルギー分野等の研究、開発の推進等、理事長・学長のリーダーシップのもとで、大学運営の全般にわたって努力をしており、中期計画・年度計画を順調に実施し、改善が着実に進んでいる。
- （２）今後の課題
- ①法人を取り巻く環境の変化への対応
- 日本における急激な 1 8 歳人口の減少や社会経済のグローバル化の進展などへの対応は、全ての高等教育機関における重要な課題である。そのため、国は国立大学法人に対して、組織や教育研究、運営等について自己改革を促し、その取組は着実に推進されている。
- また、地方独立行政法人制度については、国立大学法人と同様の財務運営を認める制度改革が見込まれている。
- 法人においては、こうした環境の変化に対応した組織及び業務の見直しが必要である。
- ②本市の施策等との連携
- 本市では、『北九州市まち・ひと・しごと創生総合戦略』（平成 27 年 10 月）を策定し、地元就職者数や新規雇用者数等の数値目標を掲げ、地方創生の成功モデル都市に向けた施策に取り組むこととしている。また、市長公約（平成 26 年 12 月）や国家戦略特区（平成 27 年 12 月）等においても、本市が目指すまちづくりの方向性や具体的な施策が示されている。
- 一方で、厳しい財政状況の中、こうした施策を推進するため、継続的に行財政改革にも取り組んでいるところである。
- 本市が設置主体である法人には、このような状況を踏まえ、本市の政策に主体的、自主的に関わっていくことが期待される。
- ③学外の意見、評価と課題への対応
- 評価委員会及び学外からの意見、評価を総合すると、以下のとおりであった。
- ・中期目標全般：大学運営の長期的展望の明確化及び有効な施策の順次展開、社会環境の変化を見据えた中期目標の策定、本市の施策等との連携
 - ・教育分野：人材育成のビジョンの明確化による教育内容の充実、グローバル人材の育成、優秀な人材の確保、就職など学生支援機能の充実、起業や課外活動のサポート
 - ・研究分野：研究水準の高度化・個性化、産学連携の推進
 - ・社会貢献分野：地域社会への貢献、教育機関との連携の推進
 - ・管理運営分野：効率的な運営体制・財務運営の確立、大学施設・設備の整備、大学情報の積極的な発信

2 北九州市立大学の組織及び業務全般の見直しについて

- （１）基本的な考え方
- ①法人を取り巻く状況を踏まえるとともに、将来の社会環境の変化も見据えながら、北九州市が設置する大学として、中長期的にプレゼンスを高める取組を推進する。
- ②本市との連携の強化を図りながら、学生の地元就職や産学連携の推進など、市政の推進に資する取組を推進する。
- ③第一期、第二期中期目標・計画の成果を継承しながら、第三期においても更なる飛躍に繋がる、積極的な取組を推進する。
- （２）組織及び分野別の見直し方針
- ① 組織
- 法人運営におけるガバナンスの一層の向上を図り、機動的に組織の有り方を見直すこと。
- ② 教育
- 挑戦意欲が高く社会の要請に応えることができる人材の育成、教育の質的向上に資する学修時間の確保や学修成果の可視化等に取り組むとともに、1 8 歳人口の減少を踏まえ、アクティブシニアを含めた新たな社会人教育の推進などに取り組むこと。
- ③ 研究
- 今後成長が見込まれる先端的な研究や北九州市の施策に沿う研究を推進すること。
- ④ 社会貢献
- 北九州まなびと ESD ステーションにおける活動等を通じて、地域の求める人材・担い手の育成等に取り組むこと。
- ⑤ 管理運営等
- 自立的な運営体制を早期に実現するとともに、本市の厳しい財政状況を踏まえ、中長期的な財務運営のビジョンを明確にし、財務の健全化に取り組むこと。